

すまいる通信 平成28年4月 第33号

自宅（土地・建物）がおじいさんの名義になっているので、名義変更（相続登記）の手続きをしたいとの依頼がありました。おじいさんの頃からの家なので、かなり老朽化しているのですが、おじいさんの名義のままでは家を解体することも建て替えをすることもできません。

手続きをするためには、まず、おじいさんが生まれたときからの戸籍を集めなければなりません。おじいさんが生まれたときというのは、ひいおじいさんの戸籍に入っているので、ひいおじいさんの戸籍を取得します。そして、おじいさんから子、子から孫へと戸籍を集めていきます。そのようにして、現在の相続人を特定していきます。その作業だけで2～3ヶ月の時間がかかります。

今回ご依頼のケースでは相続人が15人でした。そのみなさんに「ハンコ」をもらわなければなりません。もし、手続きに協力してくれない方や、行方不明の方がいて「ハンコ」がそろわなければ手続きが進められません。中には金銭を要求してくる人がいるかもしれません。また、相続人の中に認知症の方がいると、後見人を付けなければ「ハンコ」をもらうことができません。

無事みなさんにご理解いただき、遺産分割協議書の作成ができました。認知症の方がいなかったのも幸いです。これで相続登記をすることができます。

不動産をお持ちの方は、名義がどうなっているか確認してください。名義が親やおじいさんのままになっていても、今すぐに困ることはないかもしれません。しかし、いざ建て替えや売却をしようとするときに困ります。相続人の誰かが亡くなりさらに相続になると、さらに人数が増えるので余計に面倒になります。

社会問題になっている被災地の復興の遅れや空き家問題は、相続登記をしていないことも関係しています。相続の手続きは、早めに行うようにしてください。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

参加費：無料 9：45～11：45	UMECO 第6会議室	尊徳記念館 301号室
相続の基本と認知症対策 家族に感謝される遺言書 トラブルを防ぐ相続対策	4月15日（金） 5月20日（金） 6月10日（金）	4月24日（日） 5月22日（日） 6月19日（日）

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

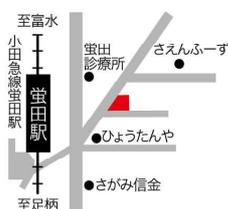
お申し込み **TEL：0465-39-1900**
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



行政書士長尾影正事務所
 小田原市蓮正寺370番地の68
 TEL: 0465-39-1900
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info
 http://www.yuigon-souzoku.info